

条例の名称は「まちづくり基本条例」になりました！

自治基本条例だより

～古賀の自治基本条例づくりの“いま”をお伝えします～

第 20 号 平成 28 年 12 月



「古賀市まちづくり基本条例素案」完成 策定委員会会長から市長に答申を行いました

第 20 回策定委員会プログラム

1. 開会
2. 「古賀みらいオータムミーティング」の振り返りと「条例素案」について
3. 全員で「条例素案」の仕上げ（最終確認）
4. 市長答申
5. おわりに

条例素案が完成しました

11月16日（水）、第20回古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会を行いました。

最終回となった今回は、10月23日（日）に実施した「古賀みらいオータムミーティング」の成果も踏まえて「古賀市まちづくり基本条例素案」の最終確認を行い、条例素案を市長に答申しました。

今後は市が、12月下旬からパブリックコメントを実施し、その結果を踏まえて条例案を3月議会に上程する予定です。

古賀市まちづくり基本条例 ~~古賀市自治基本条例（仮称）~~とは

住民自治に基づく自治体運営の基本原則・理念を定めるものです。その内容は自治体によって様々ですが、まちづくりにおける市民・議会・行政の役割、参加や共働の仕組み、行政運営のルールなどの要素からなっています。

公募市民等による「古賀市自治基本条例（仮称）策定委員会」が中心となって条例に盛り込む内容を平成27年1月～平成28年11月の約2年間に渡り検討してきました。



～まちづくり基本条例（仮称）ができるまで～ ＊進捗状況により変更になる場合もあります

平成27年												平成28年												平成29年			
1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	1	2	3	4
策定委員会																											
策定委員会 スタート				市民対話 の準備				市民 対話				とり まとめ				条例素案の内容検討				条例素案のまとめ・ 市長への素案提出				パブコメ 周知活動		議 会	施 行

今ここ

市長へ答申

策定委員会では、約2年に渡って20回の会議を開催し、協議を重ねました。検討初期には古賀みらいサマーミーティングを、検討終盤には古賀みらいオータムミーティングを開催し、できる限り多くの市民の意見に耳を傾けながら古賀市まちづくり基本条例素案作成に取り組みました。

策定委員会では、議会、行政はもとより、市民一人ひとりがまちづくりの担い手となり、お互い協力しながら、前向きに取り組むことが今後のまちづくりに大変重要と考えています。

今後、市が制定を進めていく条例にこの内容が十分に反映され、古賀市らしい条例が制定されるようお願いを込めて市長に手渡しました。



古賀市まちづくり基本条例素案 目次

前文

第1章 総則

第1条 目的

第2条 定義

第3条 まちづくりの基本理念

第4条 まちづくりの基本原則

第5条 条例の位置づけ

第2章 市民等・議会・行政の役割

第6条 市民等の役割等

第7条 議会の役割等

第8条 行政の役割等

第3章 まちづくりの基本的事項

第9条 情報共有の推進

第10条 市民参加の推進

第11条 共働の推進

第12条 コミュニティ活動の推進

第4章 行政運営

第13条 行政計画

第14条 意見等の取扱い

第15条 附属機関等（市民公募の推進）

第5章 実効性の確保

第16条 条例の推進・検証

第17条 条例の見直し

詳しい内容は、市ホームページ等でご覧いただけます。

パブリックコメントのご案内

策定委員会が提出した「条例素案」をもとに、市が「条例原案」を作成し、12月下旬～1月下旬にかけてパブリックコメントを実施する予定です。ぜひご意見をお寄せください。

パブリックコメントとは
市の基本的な政策等を策定する際に、その内容等について意見等を募集する手続きです。

○意見などを提出できる人

古賀市に住所がある人や、古賀市に通勤・通学している人等

○内容を閲覧できる場所

古賀市公式ホームページ、市役所、サンコスモ古賀、リーパスプラザこが交流館、リーパスプラザこが図書館、ひだまり館

○意見提出方法

住所、氏名、連絡先を明記し、持参・郵便・FAX・Eメールのいずれかの方法により古賀市コミュニティ推進課へご提出ください。様式は自由です。

※パブリックコメントについての詳しい案内は、広報こがや古賀市公式ホームページ等でお知らせする予定です。

【もっとくわしい古賀市自治基本条例についての情報／お問い合わせ先】

○インターネットでは、古賀市ホームページ「注目コーナーピックアップ」の『自治基本条例』のアイコンをクリックするか、検索サイトで『古賀市自治基本条例』を検索してください。スマートフォンは、右のQRコードを読み込んでください。

○お問い合わせ先（事務局）：古賀市総務部 コミュニティ推進課 コミュニティ推進係
・電話：092-942-1165 ・Eメール：commu@city.koga.fukuoka.jp

